

和

(加藤 雅一 岡藤商事社長)

私の好きな一文字

先物協会ニュース

JCFIA マンスリー

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

発行 日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
TEL(03)3664-5731 FAX(03)3664-5733

http://www.jcfia.gr.jp/

FUTURES PLAZA

私は学生の頃からサッカーを続けており、当時知っていた人はひと握りでした。しかし、近年日本ではサッカーの人気の高くなっています。その多くの人たちが日韓ワールドカップからサッカーを知るようになったのですが、明らかに今の日本はサッカーというスポーツへの関心が高くなりました。

コンプライアンスの徹底と業界の改革

フジトミ

情報開発部係長 古山 賢一



日本国内だけの覇権争いに飽きてきた現状の中で、グローバル化が進みつつあります。未だナショナル志向の行動が多く、魅力のないスポーツになつていく気がします。グローバル化という面からみると、丁度今の日本の商品業界が抱えている問題と符合する面があるのではないのでしょうか。私は、今年から実施される手数料の完全自由化、個人情報保護法の完全施行、及び改正商品取引法の施行等は、業界がこれからの社会で生き残り、且つ、グローバル化を進める

上で欠かすことのできない重要な変革期であると考えられています。そして、これからの業界の発展を考えると、多くの人に対して商品業界への関心を集める必要があると思えます。そのためには、業界全体がより信頼され、市場参加者が更に増えることが大切だと思っております。

信頼されるための条件として、コンプライアンスの徹底は必要不可欠であります。これは、個々の会社でコンプライアンスの徹底を行えばいいというものではなく、業界全体の自浄能力が問われな

ければならないと思えます。現在、世界各地で地域紛争や天候の異常など、さまざまな出来事が日常的に勃発する中で、日本の商品市場がさらに魅力ある市場に成長するために、私達若い世代に与えられた命題は決して簡単なものではないと理解しております。

昭和47年7月9日生まれ。平成4年、株式会社フジトミ入社、市場部へ配属。平成7年、企画調査部へ転属。平成9年、情報開発部へ名称変更現在に至る。

「記録に残すことが重要」ガイドライン説明と、その後の質疑応答の中で、宮本課長は、トラブルが生じた時に言った言わないなどの水掛け論になりやすいので、どこまで確認できているか、一里塚と考えると、(泉

勧誘規制ガイドライン、具体化

純資産額 リスク対応額計算式示す

合同会員代表者懇談会で、主務省、全商連説明

改正商品取引所法の施行(本年5月1日予定)に向かつて主務省・業界が準備を進めている3つの大きな要件、すなわち、商取法施行規則(省令)改正案、委託者保護に関する商品取引員の勧誘行為に係る規制の解釈指針(ガイドライン)、そして、商品取引清算機関設立について主務省、(社)全国商品取引所連合会(全商連)が説明する会合が12月21日、東京で開かれ、全国から関係者が集まった。ここでの説明をベースとして、さらに詰め込みの準備作業が進められる。(会員のみ先物協会ホームページで資料入手可能)

この会合は、先物協会と日本商品先物取引協会(日商協)の合同会員代表者懇談会として開催され、会場は東京・大手町のアーバンネット大手町ビルにある21階21スタールームには、あふれんばかりの約200名が出席、熱心に耳を傾け、質疑応答にも力が入った。ガイドラインと改正商取法に基づく省令(施行規則)案は、経済産業省の宮本聡商務課長が説明した。

一定の高齢者の勧誘禁止

業界の関心が高いガイドラインについて、宮本課長は改正商取法で定めた範囲内のもので、法を変えたものではない、すべて書き尽くしたわけでもない説明をした。そして、もともと多くの議論があつたうえ、外国

為替証拠金取引規制のため改正金融先物取引法で厳しい規制が打ち出されていることもあつて募集中のパブリックコメント(04年12月15日05年1月15日)次第で、内容が変わることがあり得ると述べ、自主規制団体の日商協に具体例をさらに検討してもらっている。各社ごとの受託業務管理規則において、各社の実態に応じた委託者保護に努めるよう要請した。

ガイドラインの勧誘の定義と法律条項別の記述、具体例の概要は次の通り。

勧誘の定義

「商品取引を始めませんか」と勧誘する場合のみならず、既に取引を行っている顧客に「取引枚数を増やしてみませんか」と勧める場合も「勧誘」に含まれる。

また、商品先物取引のメリットを強調する場合も「勧誘」に含まれるが、客観的な事実の確認のみを行うなど委託者の意思決定を全面的に顧客に委ねていると考えられる場合は、「勧誘」に該当しない。

A. 適合性の原則(法第215条)

適合性の原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘は、①年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてているこれらの収入が全体の過半を占めている者に対する勧誘②一定以上の収入(年間500万円以上が目安)を有しない者に対する勧誘③投資可能資金(損失を被っても生活に支障のない範囲)を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘④一定の高齢者(75歳が目安)に対する勧誘。ただし、以上に記載した

要件に該当しても一定の条件を満たし、かつ厳格な社内審査手続において、それを確認した場合においては、直ちに適合性の原則に照らし不適当と認められる勧誘にならないと考えられる。

社内審査手続については、本店レベルにおいて営業部門とは独立した管理部門で厳格に審査し、統括管理責任者(役員クラス)が決定することとする。

商品先物取引未経験者の保護措置では、過去一定期間以上(直近3年以内)に延べ90日間以上の商品先物取引の経験がない者に対し、受託契約締結後の一定の期間(最初の取引日から最低3カ月経過するまで)に経験がない者にふさわしい一定取引量(建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能資金の3分の1となる水準を超える取引の勧誘は原則として不適当。

B. 不当勧誘規則(法第214条第5号、第7号まで)

この項目について、宮本課長は、法律の前身のままを分かりやすく書いてあると解説した。

電話勧誘及び訪問勧誘に当たっては、相手が出たとき、

勧誘に入る前に、自らの会社名及び商品先物取引についての勧誘であることを告げねばならない。

例えば長々と世間話をしたり、アンケートと称した後で勧誘するのは違反。電話でアポイントをとる場合も本号の告知が必要。また、顧客が商品先物の取引を現物の商品や有価証券の取引等と混同することのないよう留意する必要がある。

「これから商品先物取引の勧誘をさせていただきます。よろしいですか」等の質問を行って、顧客に勧誘を受ける意思があるかを問うかけ、顧客の意思表示を明示的に確認する必要がある。

「いいえ」など意思表示が明確になされた場合は、継続して勧誘すること、改めて電話・訪問で勧誘することは禁止される。

また、社会通念上迷惑と考えられる時間・場所・方法による勧誘は禁止。例えば、①夜間、早朝、勤務時間中等の時間帯に電話・訪問勧誘すること②長時間にわたる勧誘③顧客に対し、声を上げたり、乱暴な言葉を使ったりして、相手に不安の念を生じさせるような勧誘④社会通念上はよくても、顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘。

C. 説明義務等(法第214、217、218条)

顧客との受託契約を締結するときは、商品先物取引は取引証拠金等の10倍程度の額の取引を行うもので、大きな利益又は損失が生じるハイリスク・ハイリターン(高リスク・高リターン)の取引であることや、預託した証拠金などの金額を上回る損失が発生するおそれがあることをあらかじめ交付した書面の記述や図画の該当箇所を示しながら説明するなどによって、顧客が容易に理解できるようにし、確認するものとする。

その他、追証拠金を含む全ての種類の証拠金や、委託手数料、禁止行為の概要と趣旨を特に留意して顧客に説明する必要がある。また、「必ず」又は「絶対」などの表現を伴わずに「利益が生ずることが確実である」と顧客に誤解させる断定的判断を提供して、委託を勧誘することはしてはならない。

「記録に残すことが重要」ガイドライン説明と、その後の質疑応答の中で、宮本課長は、トラブルが生じた時に言った言わないなどの水掛け論になりやすいので、どこまで確認できているか、一里塚と考えると、(泉

検索簡単、情報充実

先物協会HPリニューアル

「すばやく検索」。先物協会は12月15日、リニューアルしたホームページをオープンした。公開から5年経過してコンテンツが増加、検索に手間取るようになっていたため、トップページ(左図)に全ての内容を表示、一覧表形式にした。

また、協会短信、各種通達などを一覧できる会員専用ホームページを新設。さらに、会員がHPに直接、PR、セミナー、採用情報掲載、更新できるコンテンツを用意している。



トップページ画面

先物春秋

先物市場のあり方を巡る議論はいつの世でも侃々諤々、尽きることがない。明治政府でも若き官僚たちが甲論乙駁の応酬を繰り返した。後に大審院長(最高裁判長)となる玉乃世履は、先物は国民の賭博心を助長させるから禁止すべしと主張した。これに反対したのが洪沢栄一。人には現物の取引をするの外、景気を買ったがる性分のあるもの故、禁止してしまつては、却って人心に悪影響を及ぼし、法網を潜つて盛んに賭博を行うに至るが如き危険を醸す恐れがあるから、公許するが政治上の好方便である」と公許を主張した。そして、数年経ったある日、玉乃が洪沢を私邸に訪ねてこう言った。空相場の許否に関する貴公の意見が正しいことを今に至つて覚り、公許する意見に自分もなつたから貴公の意見に反対した不明を陳謝する。玉乃が宗旨替えのきっかけは、明治新政府の法律顧問として来日した仏人法律家ポアソナードに論破されたためという。洪沢はわが意を得たりと喜んだが、玉乃が先物賭博論が間違っていると覺つたらあつさり返上したその潔さがうれしかったに違いない。そして130年の時は移ろい、先物市場は賭博場説からネセサー・イーブル(必要悪)説を経て、今日では産業インフラ(基盤)説が定着してきた。その使命の高さを考える時、先物の行動が自ずから一定の縛りを受けるもまた、やむを得まい。行動力でのしてきた人々には新しい御仕着せは少々窮屈でも、飛躍への一里塚と考えたい。(泉